

地球温暖化対策地域推進計画策定に関するFAQ

1. 地域推進計画全般について

質問事項	回答内容
環境基本計画や省エネルギービジョンで排出量の抑制に関する目標を既に設定しています。この場合は推進計画を策定したものとみなせますか。	環境基本計画や省エネルギービジョンがそのままイコールで地域推進計画とはなりません。 地域推進計画は、計画策定段階から協議会を設置するなどして地域全体で行って頂くことがポイントです。既存の計画の内容を踏まえつつ、地域推進計画を新たに策定して下さい。
地域推進計画の策定は地方公共団体に課せられた義務ですか。	地球温暖化対策実行計画の策定及び公表は地球温暖化対策の推進に関する法律上義務となっていますが、地域推進計画の策定は努力規定となっています。しかし、京都議定書目標達成計画においては、「特に地方公共団体に期待される事項」として地域推進計画の策定が明記されており、計画策定に積極的に取り組んで下さい。
地域推進計画と京都議定書目標達成計画との整合性をどう考えれば良いですか。	地域推進計画を策定する際は、京都議定書目標達成計画の内容に必ずしもとらわれることなく地域の現状に即した計画を策定して下さい。
市区町村が地域推進計画を策定する際、都道府県の地域推進計画との整合性をどう考えれば良いですか。	市区町村が地域推進計画を策定するにあたり、その市区町村が属する都道府県が地域推進計画を策定している場合は、都道府県の取組を踏まえた上で、市区町村としての対策・施策を検討して下さい。
地域推進計画策定する際、国からの補助は受けられますか。	地域推進計画の策定そのものに対する補助はございません。市区町村が策定する場合、現況推計及び将来推計は省略することが可能としておりますので、限られた人的資源等の範囲で策定して下さい。 なお、地域推進計画策定済みの場合の温室効果ガス削減事業については補助事業がございますので、環境省のホームページ等でご確認下さい。
市区町村の地域推進計画は、家庭、事務所、運輸のどこにポイントを置けばよいですか。	今回のガイドラインでは、地方公共団体での対策が最も重要な分野として民生家庭部門を位置付けています。特に、より住民に近い位置付けである市区町村に、積極的な取組みが期待されています。
地域推進計画において、3Rの推進と温室効果ガス排出削減のどちらを優先すべきですか。	省エネルギー、省CO2、省資源といった政策課題について、一般論として優先順位を付けることは困難と考えております。各自治体の政策目標に照らし、様々な角度から総合的に判断して下さい。

2. 現況推計及び将来推計について

質問事項	回答内容
<p>国や都道府県データの按分では、市区町村における対策・施策の効果が排出量に現れないのではないですか。</p>	<p>ガイドラインで例示した現況推計手法はデータの制約上按分に頼らざるを得ない部分があり、対策・施策の効果が反映されない恐れがあります。ただし、地域推進計画は現況推計が主目的ではないため、可能な範囲で現況推計を行って頂くとともに、対策・施策の効果については個々に評価指標を設けた上で、進捗を評価して下さい。</p> <p>また、精度の高い現況推計手法を市区町村独自で有している場合は、その手法を採用して現況推計を行って下さい。</p>
<p>バイオエタノールを導入した場合、どのように算定することになりますか。</p>	<p>バイオエタノールを地域で導入した場合、導入により代替されたガソリン等の消費量の抑制が反映されている現況推計手法であれば、効果が自動的に算定されます。</p> <p>自動的に算定されない現況推計手法の場合、対策・施策の効果を把握する際、導入されたバイオエタノールのエネルギー量に相当するガソリン等の消費が抑制されたものとみなして、削減効果を推計することになります。</p> <p>なお、バイオエタノール製造プラントが地域内にあり、化石燃料が消費されている場合、その消費に伴う排出量は現況推計の対象になる点に留意が必要です。</p>
<p>電力やガスなどのエネルギー供給事業者に、地方自治体への供給量を提供させる制度をつくれませんか。</p>	<p>エネルギー供給事業者は近年自由化が進展し、域内への供給データの取得が難しくなっています。</p> <p>供給データを得ることが困難な場合は、ガイドラインで例示している「市区町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」に従って現況推計を行って下さい。</p>
<p>算定報告公表制度データや省エネ法定期報告データを地方自治体に提供できませんか。</p>	<p>算定報告公表制度によって事業者から受けた報告書の公表は、全国の事業者別や都道府県別といった集計単位に限られており、事業所別の排出量は公表されません。省エネ法の定期報告データの場合、公表を前提に集計しているものではございません。</p> <p>なお、算定報告公表制度の場合、一般からの開示請求があった場合、事業者の権利利益保護を前提に事業所別データを開示する仕組みがあります。</p>
<p>都道府県別エネルギー消費統計は2年遅れで公表されていますが、より早い時期に公表される可能性はありますか。</p>	<p>都道府県別エネルギー消費統計は、作成にあたって県民経済計算を用いており、この公表時期の制約があるため、公表時期を早めることは難しいと考えています。</p> <p>家計調査などの入手可能なデータを指標として、直近の都道府県別エネルギー消費統計のデータを1年分伸ばす推計をご検討</p>

質問事項	回答内容
	下さい。
市区町村の排出量推計を支援するシステムはありますか。	現段階でそのようなシステムは構築していません。ガイドラインで例示している算定方法に従って現況把握を行って下さい。また、排出量を目標としない場合は、市区町村では現況把握を行わなくても良いとしています。
市区町村でも将来推計を行う必要がありますか。	改訂された今回のガイドラインでは、自治体の負荷を考慮して、現況推計及び将来推計を行わなくてもよいとしています。代わりに、地域の特性を踏まえた対策・施策を定め、推進体制を構築し、毎年度PDCAサイクルを回すといった内容を盛り込んで頂きたいと考えています。

3. 目標設定について

質問事項	回答内容
排出量の目標は6%削減とすべきですか。	産業構造、地域特性の違いを踏まえ、実効性に裏付けられた目標を設定することが重要であり、国の目標に合わせる必要はありません。 なお、国が達成すべき6%削減の内訳には、吸収量の確保や京都メカニズムの活用も含まれています。
排出量の目標を定める必要がありますか。	都道府県や政令指定都市においては、温室効果ガス排出量に関する目標を定めることを原則としますが、その他の市区町村においては必須としていません。総量についての目標ではなく、事業量目標の設定が基本となります。
現況推計を省略した場合に実効性ある目標設定は可能ですか。	現況推計を行わなくても、事業量目標を設定することで、実効性が担保できます。例えば、新エネルギーの導入量や、普及啓発活動の実施回数などが挙げられます。
人口・事業数・製品出荷額等が増加傾向にあり、削減目標を定めることが難しいのですが。	人口・事業者数・製造品出荷額等が増加傾向にあり、削減目標を定めることが難しい地域においては、講じる対策・施策の効果を評価し、着実に推進するための指標として、原単位目標や事業量目標を設定するようにして下さい。
基準年（1990年度）のデータがない場合に、どのように目標を設定すればよいですか。	地域推進計画の基準年は、原則は1990年度であることが望ましいですが、データの制約で把握が難しい場合は、データの入手が可能な範囲で基準年を設定して頂いて構いません。 また、目標設定が事業量ベースである場合、基準年の考え方が不要となります。

4. 対策・施策、推進体制等について

質問事項	回答内容
<p>市区町村の地域推進計画は、どのような施策が期待されていますか。</p>	<p>民生家庭には、省エネ機器等の情報提供及び環境教育・省エネルギーを意識した消費行動の推進など、普及啓発活動が対策の中心となりますので、市区町村においては、特に民生家庭への対策が期待されています。</p> <p>なお、地域特性がある場合には、それらを考慮した上で具体的な施策を実施する必要があります。例えば、鉄道等が未整備で自家用車への依存率が高い市区町村であれば、コミュニティバスの導入や、低公害車の情報提供や購入補助などの施策が期待されます。</p>
<p>計画策定前に地域協議会を設置することは義務なのでしょうか。</p>	<p>地域協議会を設置して計画を策定することは必須ではありませんが、施策を着実に遂行するには、地域協議会を立ち上げて計画を策定することが望ましいと考えています。</p>
<p>小規模自治体では地域協議会の設置が困難と考えているが、優良事例はありますか。</p>	<p>全国地球温暖化防止活動推進センターのホームページに、全国の地域協議会一覧が掲載されているので、参考にして下さい。</p>
<p>PDCA は事業量の指標でよいとありますが、取組の指標が増えたのに排出量が増加した場合にどう考えればよいですか。</p>	<p>現況推計の手法によっては、取組の効果が反映されない場合があると考えられます。総量目標を掲げている場合であっても、PDCA サイクルを回すにあたっては、対策・施策毎の指標を把握し、その効果が拡がるように努めて下さい。</p>